

非住宅建築物

No.			更新日
1	非住宅建築物:定義		
	問	非住宅建築物とはなんですか	
	回答	非住宅建築物とは住宅以外の用途である建物のことをいいます。本事業で補助の対象となる非住宅建築物は、建築基準法において第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域に建設することを認められており、事務局が指定する用途（「本事業で補助対象となる非住宅建築物の建物用途一覧」）に限りま。なお一部の用途（「店舗」、「兼用住宅」）は、第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域に立地する場合に限り、非住宅建築物として本事業の補助対象とします。なお、非住宅建築物についても、住宅と同様に工事請負契約日時点において、建築から1年が経過している必要があります。	2026/04/10
2	非住宅建築物:契約締結		
	問	非住宅建築物の工事は、発注者が誰である場合に対象になりますか	
	回答	本事業で補助対象となる非住宅建築物の工事の発注者は、個人、法人（地方公共団体等を含む）、当該非住宅建築物の所有者に限ります。所有者の許可を経て行う工事であっても、賃借人等その他の者が発注する工事は、本事業の補助対象にはなりません。	2026/04/10
3	非住宅建築物:補助対象工事		
	問	非住宅建築物と住宅とで対象になる工事に違いはありますか	
	回答	建物の種別（住宅/非住宅建築物）や床面積により、補助額や上限が異なりますが、対象となる工事期間や工事内容に違いはありません。	2026/04/10
4	非住宅建築物:用途地域		
	問	「第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域に立地する場合」とは、どの時点で該当すると対象になるのですか	
	回答	交付申請時点において、第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域に立地する場合、当該地域に立地する建物として取り扱います。	2026/04/10
5	非住宅建築物:用途地域		
	問	用途地域はどのように確認すればよいですか	
	回答	自治体ホームページ等に掲載されている都市計画情報等（用途地域マップ）のほか、各自治体の担当窓口へご確認ください。	2026/04/10
6	非住宅建築物:建物用途		
	問	「本事業で補助対象となる非住宅建築物の建物用途一覧」に示す用途へコンバージョンする場合、対象になりますか	
	回答	用途変更を伴う工事を行う場合であっても、交付申請時点の用途で要件への適合を確認し、交付申請の手続きを行います。2025年11月28日以降に住宅から非住宅建築物（兼用住宅を含む）へ用途変更を行った場合は、延床面積240㎡を超える非住宅建築物であっても、1棟あたり100万円を上限とします。2025年11月28日以降に戸の一部を非住宅建築物へ用途変更した場合は、住宅部分と合わせて上限100万円とします。	2026/04/10
7	非住宅建築物:建物用途		
	問	「本事業で補助対象となる非住宅建築物の建物用途一覧」の用途であることはどのように確認したらよいですか	
	回答	当該建築物の所有者（共同事業者）等への確認（建築確認関係書類の確認等）を含め、交付申請時点の実際の用途が建築基準法上のどの用途区分に適合しているかは、補助事業者の責任において確認してください。判断が難しい場合は、建築士や所管の特定行政庁等に確認ください。	2026/04/10
8	非住宅建築物:建物用途		
	問	「本事業で補助対象となる非住宅建築物の建物用途一覧」に記載がない用途は対象になりますか	
	回答	「本事業で補助対象となる非住宅建築物の建物用途一覧」に記載がない非住宅建築物は対象になりません。ただし、交付申請時点において、第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域に立地する場合であって、「本事業で補助対象となる非住宅建築物の建物用途一覧」に記載がない場合、事務局へご相談ください。	2026/04/10